

平成 3 1 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 3 1 年 3 月 1 3 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき一般質問をいたします。

まず1つ目、新会社の設立についてです。

先日、あきた美郷づくり株式会社が設立されました。この新会社は六郷まちづくり株式会社、株式会社道の駅雁の里せんなん、美郷温泉振興株式会社、美郷町観光協会が統合されたもので、観光と物産振興のためのものです。統合と新会社の設立には出資金として町から6,600万円、先に述べた3つの会社の株式購入費として2,600万円が前回の12月定例会で承認され、使用されます。

新会社の設立には各所からさまざまな声が聞こえてきていますが、私は以下の3つの点で期待しています。

まず1つ目は、ワンストップで対応できるようになることです。これまで連携をとりながらもばらばらであった4つの会社・団体が一元化されることにより、観光客や近隣住民、地元住民からのさまざまな問い合わせに対し揺らぎのない情報を提供することができるようになり、利便性

が向上します。

2つ目は、稼げる自治体になるということです。町が保有している観光資源や資産を活用して事業収支がプラスになるような事業を行い、そのプラスの部分で再投資していくというような仕組みが必要です。これはその第1歩になるものだと思います。そうならない限り予算をもらい続けることになり、どこまでも税に依存していくしかありません。

最後に3つ目ですが、交流の増加につながるということです。観光は産業である前に交流であり、旅行者が楽しみ、また受け入れる側も楽しむことが大切であると主張する人もいます。町民が観光客や町外の人たちと交流することで、地域経済の活性化のみならずそこからまちづくりの新しいアイデアが生まれ、この町で住み暮らすことが豊かになると思いますし、このような交流の拡大が町を発展させることにつながると思います。

このような観点から、まずは4月1日からスタートする新会社はどのような会社であり、事業計画であるかをわかりやすく具体的に説明する必要があるのではないのでしょうか。可能であれば事業計画書やその他資料などがあれば理解しやすいと思います。会社概要から事業目的、製品やサービス、市場分析、戦略、財務計画といった民間の会社であれば通常行っているものになっていただけるとわかりやすいと思います。例えば、施設整備改修費等も含めた町からの出資に対し何年後に何を返すことができるのか、出資金はどのように使われるのか、収支計画はどうかというようなことです。また、町の観光事業に対する本気度を示すために新会社も含む観光事業全体に総額でどれだけの金額を使う予定で、その回収はどのように行うのか、効果はどの時期にどの程度あらわれてくると期待しているのかといった全体像まで説明いただくとよりわかりやすいと思います。

赤字の会社や町から支援があった会社の統合ですので、しっかりとした経営計画の説明がなければ単に大きな赤字会社をつくと捉えられてしまうかもしれません。ここが町民から不安の声が上がっている理由の一つでもあると思いますので、具体的な説明が必要だと考えます。そして、その次のステップとしてこの計画に町民の皆さんがどのようにかかわっていくのかを伝えることで新会社のスタッフや町民、町が一丸となってこの観光事業に当たることができると思います。その先におもてなしがあり、この事業の成功があるのではないのでしょうか。

加えて、事業の検証はどのようにして行い、事業全体の検証周期はどのような計画か。検証に第三者等を入れる計画はあるのか。この事業が一定の成果を上げるのはいつごろで、その判断はどのようなものであるかといった事業検証のほか、リスク回避のために万が一計画が予定どおりいなくなったときにはどの段階で失敗と判断し、この観光事業をやめるのか。責任は誰がどの

ような形でとるのかといった説明があると現実的になるのではないかと思います。全国各地でまちづくりを行っている専門家の中には、自治体の観光事業の失敗は責任の所在が不明確であるため、どんどん税金を使ってお金で継続していこうとするところにあるという人もいます。さらに、青天井に町からお金が来るのであれば新会社のスタッフの士気が下がることは必至であり、そこから効率のいい業務や光る企画が生まれることは考えにくいと思います。

次に、新会社の社名についてですが、まずあきた美郷づくり株式会社という社名はどのような思いで考えられた名前なのかを伺います。これから観光事業をしていく上で、幾度となく使われる名前だと思いますが、大変失礼ながら余り語呂も響きもよくないと感じます。これから旅行を企画していくにしても、パンフレットに大きく使用される名前であり、何かのクレジットにも使用されるかもしれません。これからインバウンド需要にも対応していくものだとすると、外国人旅行者にも呼びやすい社名にするか、屋号をつくるなど工夫すべきではないかと考えます。

最後に、新設される企画営業部門について伺います。この部門では新たにどのような業務を行い、どのような人材を採用する予定なのでしょう。新たな人材ということであれば、地域おこし協力隊を活用するのも一つの案かと思います。地域おこし協力隊は活動期間に1年以上3年以下という縛りがあるため、会社自体も定期的にリフレッシュされると考えられるからです。私は島根県と宮崎県に当町と同じ名前の美郷町があり、類似するものも含めると全国に幾つもある「みさとちょう」の中でこの秋田県美郷町を美郷町一有名にしたいという思いがあります。例えば、新会社名にあきたという冠がついているのが残念だと思っています。それゆえ、観光事業には大変期待していますので、ぜひ成功してほしいと願っていますし、微力でも私にできることはしたいと考えています。

先に述べたように、観光事業は人と人との交流であり、そこから発展していくのだと思います。そのためには、地元企業や団体、町民の皆さんの協力が必要であり、オール美郷で観光客を歓迎するという機運づくりが肝要になるかと思います。まずは、この観光事業への皆さんの理解があって成功に向かうのだと考えますが、これに関して町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、新会社の設立に係る経緯を改めてご説明いたします。美郷町では観光客の減少や売り上げ等の減少の課題がある中で、町観光協会及び既存第三セクターについて今後どういう展開が

望ましいかを議論する観光と物産振興のあり方検討会を平成28年度に立ち上げ、議論した結果として情報、人、もの、金の流れを一元化した組織をつくり上げ機能させるため、既存組織の統合一元化を進めていくことが必要との提言をいただきました。それを受けとめ、平成29年度及び平成30年度と2カ年間にわたり作業を進めてきているところです。

そのため、あきた美郷づくり株式会社、以下、新第三セクターと申しますが、新第三セクターにおいては町観光協会及び既存第三セクター3会社の情報、人、もの、金の流れを一元的に管理運営し、既存の展開を発展させていくことを目的とした会社になりますことに、まずはご理解をお願いします。

その上で、新第三セクターが展開する業務、大きい意味での事業計画と存じますが、既に本定例会で議決をいただきました公共施設の適切な管理、当該公共施設の設置目的を踏まえた業務展開、具体には物販、宿泊、飲食、入浴、サイダーなど特産品製造など、そして観光案内及び観光関連イベントの開催などを展開することが新第三セクターの主な事業となります。その事業を一元的に管理運営していくための組織体制として、司令塔となって情報、人、金を一元管理し、観光関連や施設活用の工夫を企画推進していく総務企画部、物販、飲食、特産品製造などものを一元管理していく物産振興部、宿泊や入浴を一元管理していく施設管理部の3部体制とし、いわゆる横の連携を意識する組織体制となっております。また、施設間の部門関係など統合メリット、いわば市場分析も含む戦略的な横連携の具体計画については、今後財務計画などとともに新第三セクターから株主に対して説明されるもので、その内容については取締役会で議論を重ねてきているようですが、株主の町としてはその説明を受けてからの説明と存じます。その説明を受ける株主総会が3月25日に開催予定とのことですので、現段階では言及できないことにご理解をお願いいたします。新第三セクターの設立経緯と目的を踏まえたと、既存の事業を円滑に移行させながら設立目的の趣旨に基づいて徐々に事業戦略を展開させていく意向と存じております。

また、施設整備改修費等についてのご質問ですが、基本的に新第三セクターに所有施設はなく、全て公共施設となります。そのため、日常業務に係る軽微な修繕等を除き基本的に町の責任において対応することになります。その必要性は予算として町議会でご審議いただくこととなりますので、株主資本で改修することはないものと存じます。その結果、株主資本については主に新第三セクターの運転資金などとして使われていくことになるものと思いますので、収益を上げていく中で使った分を株主資本に補填していくように頑張ってもらいたいと考えています。

また、美郷町における観光事業に関する予算についてですが、観光関連施設の維持管理や修繕、観光関連行事の開催や観光関連行事への各種補助金などで、平成29年度は1億7,000万円強、

平成30年度は1億7,000万円弱、そして平成31年度は株式会社モンベルの誘致補助金及び名水市場湧太郎の空調設備改修経費を除けば2億円強となっております。こうした投下予算は利用料収入や物販収入などによる直接的な経済効果だけではなく、美郷町の認知度向上や町民の福祉向上に果たす役割もあり、プライスレスの効果も受けとめていくことが必要と存じます。ご理解をお願いいたします。また、観光関連施設の維持や行事等の開催は毎年利用者、あるいは参加者に充実感が生ずることで何らかの形で地域形成に還元されているものと私は認識しております。

そして、これまで述べてまいりましたとおり、新第三セクターは既存組織、会社の課題を解決する目的で誕生しておりますので、第三セクター等の財政課題への対応も包含しており、新第三セクターがさらに大きな赤字を生まない経営を目指すことは当然と存じます。そのためにも、町民皆様には新第三セクターの事業展開にご理解、特にご利用をいただくことで直接的なご支援をいただきたいと思っております。そうしたかかわり方が議員ご説明の一丸となった観光への取り組みにつながり、ひいてはおもてなしの心にもつながっていくものと私は認識しております。

次に、新第三セクターの事業検証についてですが、申すまでもなく、人格ある新第三セクターですので、その業務検証も新第三セクターが自ら行い、株主にお諮りすることになるものと存じます。多くの場合、1年で成果を上げることは難しいと存じますので、3年あるいは5年というスパンがひとつの捉え方ではないかと私は思います。また、その事業展開に係る責任ですが、新第三セクターの経営内容に関することであれば、当然それは新第三セクター経営陣がご判断されるものと存じます。ただし、その際には施設側の課題、つまり施設収益性にそもそも課題がなかったかということもあわせて議論されるものと存じます。いずれ、新第三セクター及び観光展開について町が青天井で予算投下することはこれまでもありませんでしたし、今後もあり得ませんのでご理解をお願いします。

次に、社名についてのご質問です。あきた美郷づくり株式会社の称号については、町を含む5人の発起人の総意として定めた称号です。観光と物産の連携により、これからよりよい地域づくりを行ってほしい思いがこの称号には強く込められていると思っております。なお、あきたに関しては県外の美郷町と区別するため付したものであり、美郷という名称も地名として国内外の観光客に知らしめたい思いがあるものと認識しております。議員ご指摘のとおり、外国人旅行者にも気軽にアルファベットのM I S A T Oと略称で呼んでもらえるようになってほしいとも願っております。

次に、企画営業部門についてですが、先に述べましたとおり、既存組織において十分とは言えなかった新たな展開の企画立案や売り込み、情報発信等を担っていく部署ですが、どのような人材

を採用するかは新第三セクターの経営陣によって適切な人材が採用されるものと存じます。ご提案の地域おこし協力隊の活用もその選択肢の一つと存じますが、新第三セクターからご相談があれば町としても相談に応じてまいりたいと存じます。

最後に、オール美郷で観光客を歓迎する機運づくりが必要とのことですが、私も議員と同じ認識でおります。そのため、町としましては今年度策定する観光振興計画を踏まえ、来年度から町内の関係者が参集して計画の推進等を協議する地域資源活用協議会を設置するとともに、町全体で観光客のおもてなしにつながっていくよう観光案内人などの人材育成も図っていくこととしていくところです。こうした取り組みも含め、従前から変わることの不安よりも変わることへの可能性に期待を持っていただきますよう、折に触れて情報発信に努めていくとともに、各般の事業への町民理解と町民参加のもと、美郷町が一体となって地域発展に向かっていくことが肝要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 次、消防団についてです。初めに、女性消防団について伺います。

秋田県内の消防団を見渡してみますと、女性団員が在籍する自治体のほうが多いようです。全国的に見て消防団員数は減少傾向にあるものの、女性消防団員は増加しているようです。女性団員の活動は防火防災啓発活動として高齢者への防災教室や園児への紙芝居、イベントでの防火デモンストラレーションなどに加え、応急手当普及員としての応急手当講習の支援などが主なもののようです。近年は災害も多く、このような活動を通して防火防災に関する知識を得ることは重要であると考えます。消防士や消防団といえば男性のイメージが強いですが、その中でも女性のほうが適している活動も少なからずあり、毎年開催される秋田県消防協会による女性消防団ネットワーク会議では参加者が100名を超えるなど、精力的に活動されています。また、現代は女性も、場合によっては女性のほうが社会で活躍している時代であり、主婦の中にも社会貢献活動をしたいと考えている方もいらっしゃると思います。美郷町消防団に女性消防団を設置すべきと考えます。

次に、退職年齢についてですが、美郷町の消防団の退職年齢は副分団長以上と機能別消防団員が70歳、それ以外の団員が65歳とされています。近隣自治体の大仙市や仙北市では全団員70歳のことです。国では高年齢者雇用安定法の改正によって定年が70歳に引き上げられるという話もあります。これらのことから、退職年齢が65歳である必要も余りないのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、女性消防団についてですが、議員ご説明のとおり県の調査では県内25市町村のうち19市町村で女性消防団員がいる結果となっており、その団員数は最小3人から最大113人となっております。係る自治体の女性消防団員の活動内容については、詳細までは承知しておりませんが、議員ご説明の内容で頑張っているものと認識しております。

さて、美郷町においては現在女性消防団員がいないわけですが、これは消防団員を男性としているための結果ではなく、女性消防団員を募集しても応募がない結果です。美郷町消防団の設置等に関する条例や美郷町消防団の組織に関する規則では男女の区別を設けておらず、男女ともに入団が可能となっております。そのため、例えば昨年においては緊急告知FMラジオの作動確認を兼ねて放送しているFM秋田のマイシティマイタウン美郷町という番組において女性消防団員の募集を7月の放送で呼びかけているほか、11月には広報みさとにおいて女性消防団員を募集しているところです。また、消防団幹部会議においても若年層の入団に加え女性団員の入団についても推進していく旨、既に話し合っております。

議員には女性消防団員に係るこうした状況についてご認識とご理解をいただきますよう、お願いいたします。その上で、今後の女性団員の入団促進についてですが、引き続き広報みさとなどを通じて募集を行うとともに、各分団においても意欲ある女性を見つけてもらうよう、消防団長及び消防団幹部と調整してまいりたいと存じます。

次に、消防団員の定年退職年齢についてですが、議員ご説明の大仙市及び仙北市については全団員が70歳となっております。一方、横手市においては分団長以下が65歳となっているところです。全県的には全員70歳定年としている自治体が4市、定年がない自治体が6市町村となっております。それ以外の市町村、つまり15市町村は役職による多少の差異はあるものの65歳定年や60歳定年となっているところです。

議員御存じのとおり、消防団活動は危険が伴うため、現場においては瞬時の危険回避行動や瞬発的な判断が求められます。こうした観点を思慮し、美郷町においては現場において実質的な消火活動等に当たる部長以下の団員年齢について65歳を定年退職年齢としているところです。なお、定年退職した後でも消防団活動に協力できる方については、比較的危険性の少ない避難誘導や伝令、水防活動における土のうの作成や運搬など消火活動の補助及び災害時の警戒防除活動などに職務を限る機能別消防団員として入団していただき、団活動を支えてもらっております。現

在7名の団員に頑張ってもらっておりますが、議員おっしゃったとおり、機能別消防団員の退職年齢は70歳としているところです。自治体において、それぞれの考え方はあるものと思いますが、美郷町においてはこうした団員各位の消火活動等におけるかかわり方を想定するとともに、心身能力等を勘案して年齢を設定しておりますので、当面は現在の定年退職年齢を継続してまいりたいと存じます。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで4番内田清文君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、国保税の引き下げについて伺います。依然として厳しい経済状況が続くもとで、今年度資産割の大幅な引き下げになったとはいえ、国保加入者にとって国保税の支払いは家計を重く圧迫しています。深刻な消費不況が続く中、さらに消費税10%への引き上げを予定する10月に向けて、食料品の値上げ発表も相次いでいます。住民の暮らしがますます厳しくなることは明らかです。新年度の国保会計予算では県への事業納付金が大幅な増額となっており、さらなる負担増が心配されます。暮らしが大変なときだからこそ、あらゆる財政措置で国保税の値上げを抑え、新年度もぜひ引き下げをし、国保加入者の負担軽減を図るよう求めるものですが、町長のお考えをお伺いいたします。

以前にも質問しましたが、子供の均等割の減免についてですが、この一、二年の間に独自に減免する自治体が広がっています。残念ながら県内ではまだないようですが、この間、全国の自治体に広がっている減免制度は第3子から全額免除や子供について3割減免などが主で、所得制限を設ける自治体もありますが、新年度実施予定の岩手県宮古市では全ての子供の均等割を全額免除する完全免除を行うとのこと。全国知事会などは子育て支援に逆行するとして子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を求めています。町としても国に求めていくとともに、町独自でも軽減策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成31年度国民健康保険特別会計予算の説明において、県へ納入する事業納付金が平成30年度と比較して11.7%増額していると申し上げておりますが、主な理由として、県全体の医療費が伸びていること、国から県に交付される普通調整交付金が減額されたことなどが挙げられます。事業納付金がふえれば負担も増加するわけですが、県が示した事業費納付金を踏まえすと、美郷町の平成31年度の必要国民健康保険税額は滞納繰り越し分を除いて平成30年度比13.2%増額の4億4,269万1,000円となります。しかし、当初予算では県が示した必要国民健康保険税額より6,766万2,000円減額した3億7,502万9,000円を計上しております。これは、被保険者の減少に伴い医療費が平成30年度と比較して2.5%減少すると見込んでいること、また、低所得者に係る軽減判定所得の見直しによる5割及び2割軽減基準額の引き上げに絡み保健基盤安定負担金の増額が見込まれることなど、医療費及び負担金の動向等を見据えて算定したためです。

その結果、保険税については平成30年度比較で33万7,000円の微増として計上しております。しかし、議員ご承知のとおり、繰り越し金や確定申告に伴う所得及び税収の動向など現時点においては正確に見通せない不確定要素がありますので、本算定までの間に医療費の動向をはじめ繰り越し金や税収見込みなどを精査し、適正な税率を検討してまいりたいと存じます。

次に、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入についてですが、現在県内で独自の軽減策を実施している市町村は、議員もおっしゃったとおりありません。東北では仙台市が実施していることですが、全国的にもごくわずかのことです。こうした状況のもと、全国知事会では平成30年7月27日に平成31年度国の施策並びに予算に関する提案要望の中で子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を要望しており、全国町村会でも平成30年11月28日の全国町村長大会の重点要望で子供に係る均等割保険料保険税を軽減するための支援制度を創設することを要望しているところです。国においてはこうした要望を踏まえて国と地方の協議の場で引き続き議論する考えを示した旨、報道がなされているところです。

美郷町においては、今後も全国町村会等を通じて支援制度の創設について求めてまいりたいと考えておりますが、国が支援制度を創設しない状況下において、町単独で実施することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。なお、美郷町で保険税が7割、5割、2割の軽減に該当している18歳以下の被保険者は339人中221人の65.2%となっております。また、保険税が減免されている被保険者も35人おりますので、軽減及び減免措置が講じられている18歳以下の被保険者は75.5%と高い割合になっておりますことにもあわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 教育行政について、2点伺います。

はじめに、児童生徒の通学時のランドセルやかばんが重くなっている問題について伺います。テレビや新聞等でこの問題が報じられて以降、国民的関心が高まりました。ランドセルそのものは昔と比べ軽量化、背中に沿う形状やクッション性を追求したものなど、機能的によくなっていると保護者の実感としてもあるようですが、教科書のページ数が増えて厚くなっていることや、大型化していることなどが重くなった要因の一つに挙げられています。あるランドセルメーカーの調査では、小学生で1週間のうちランドセルが最も重い日で荷物とランドセルを合わせて平均6キログラムを背負っているとの調査結果が出ています。首や肩、背中の痛みや腰痛を訴える子供もいるとのこと。保護者からの児童生徒の発達にとって影響を及ぼしかねないとの懸念を受け、文科省が負担を軽減する工夫例を紹介し、必要に応じ適切な配慮を講じるよう全国の教育委員会へ通知を出したとのことですが、当町の現状と対応についてお伺いいたします。

通知では宿題など家庭学習で使わない教科書やプリントなどを、机の中に置いて帰るいわゆる置き勉強、持ち物が多くなることがわかっている場合はあらかじめ数日に分けて持ってくるようにするなど工夫例を紹介していますが、なぜこういう事態になっているのか原因などについては触れていません。工夫を行うことはもちろん大切ですが、子供たちの負担を軽減する取り組みとともに、なぜこのような事態が発生してきているのか、学習内容の増大などその原因を究明し対応策を国に求めていくことが必要ではないかと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブの職員配置基準の参酌化について伺います。国は職員配置や資格の基準について従うべき基準から参酌すべき基準に緩和する方針を示しています。全国の学童保育関係者は約50年の年月をかけ子供の権利と安全、そして保護者の勤労する権利を守るために全国一律の最低基準の確立を求めてきました。これらの運動の成果としてようやく国が2015年に1教室に原則2人以上の職員を配置し、そのうち1人は都道府県の講習を受けた放課後児童支援員とすることを従うべき基準として定めたものを、わずか3年足らずで放棄してしまおうとすることは暴挙と言えます。これが実施されれば自治体間での格差と質の悪化が広がり、子供たちの健やかな成長や安全を犠牲にした受け皿の拡大になることが懸念されます。当町においては現状を後退させることなく子供たちが安全安心に過ごせるような体制を維持していくよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童生徒の通学時のランドセルなどの重さについては町内の各学校ともかなり前から過重な負担にならないよう注意を払い、取り組んできているところであります。そのような中、文部科学省から昨年9月6日付で児童生徒の携行品に係る配慮についての事務連絡形式での通知が届いております。その通知では、通学時に授業で用いる教科書やその他教材、学用品等が過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念や、保護者等から配慮を求める声が寄せられていることを受けて児童生徒の携行品の重さや量について、必要に応じ適切な配慮を講じることを求めています。同じころに、町教育委員会では通学時の児童生徒の荷物の重さについて全小学校に聞き取り調査を行い、学年ごとの実態を把握していたところであります。

その結果からは、各学校で以前から児童生徒の発達段階や学習上の必要性に応じて通学時の荷物の軽減化を図っていることが再確認できました。例えば、家庭学習等での使用頻度の少ない教材や教具は学校に置いていけるように定めたり、荷物が多くなりがちとなる学期はじめや学期末には無理のない計画的な持ち運びとなるように指導したり、それらのことを学年通信等で保護者にも周知するなどの取り組みがなされておりました。また、学校に置いていける教材等を持たない通学時の荷物の重量は小学校高学年でも5.4キログラム以下であり、児童・保護者から重過ぎることによる健康障害や登下校で支障を来しているといった訴えはないとのことでした。

これらにより、町教育委員会としましてはこの問題に対して各学校で適切な対応がなされているものと判断したところであります。さらに、この3月6日に改めて調査を行いましたところ、当日必要なもののみを持って通学した児童の荷物の重量は小学校高学年でもおおむね5キログラム程度でありました。そして、この問題についての児童・保護者からの訴えや相談は、昨年9月以降もない状況であります。なお、一部には学校に置いていけるにもかかわらず持ち帰ったり、当日必要のない教科書等まで持って通学したりする児童がおります。その場合には、荷物が重くなり過ぎることもありますので、各学校ではそれら児童に個別に声かけを行うようにしております。

次に、通学時の荷物が重くなっている原因や背景についてであります。社会情勢や時代の要求によって学習内容や授業時数が増加していることが挙げられます。それに加えて、全ての児童生徒にわかりやすい教科書を提供するということから、ページ数の増加や大判化がなされたことにより重さも増してきております。町教育委員会としましては、このような現状の改善について

教育関係の会議などでの機会を見て文部科学省に要望していきたいと思います。そして、今後も各学校と協力しながら児童生徒の健やかな成長と登下校の安全確保のために通学時の荷物の負担が増大しないよう注意を払い、適切な対応に努めてまいります。

次にご質問のありました、放課後児童クラブ職員配置基準の参酌化についてお答えいたします。はじめに、現在の国の基準についてですが、40人以内を1クラスとして、クラスごとに2人以上の職員を配置し、2人のうち1人は放課後児童クラブ支援員資格所持者を配置することとしております。また、本町の放課後児童クラブの実態についてですが、3月1日現在の利用児童数は千畑地区めだか児童クラブは68人、六郷地区わくわく児童クラブは110人、仙南地区仙南っ子児童クラブは88人となっております。

次に職員の配置状況ですが、全ての児童クラブで各クラスに常時2人の職員を配置しているほか、特別な支援が必要な児童に対応する職員を加え、さらに早番・遅番・土曜日勤務などのローテーションを考慮して全体で27人の職員を配置しております。また、その職員のうち支援員資格所持者は全体の70%に当たる19人となっております。放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、町では国が定めた基準を満たすよう人材確保に努めるとともに、研修に積極的に派遣し支援員資格所持者の育成にも注力してきております。

このような中で、国は昨年12月25日に閣議決定した地方からの提案等に関する対応方針において放課後児童健全育成事業の従事するもの及びその員数については、従うべき基準を参酌すべき基準と改めることにしました。この閣議決定の意味するところは、国が全国一律に基準を定めていたことを改め、地方が実態に即して職員を配置することを可能にするものと受けとめております。このことについては、昨日国からの通知が届きまして、2020年4月1日から施行するということではありますが、町としましては児童の安全確保や各放課後児童クラブの充実のためにこれまでの国の基準に基づく職員配置を継続していく必要があると考えております。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで5番泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

18日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）